

ふくみね

令和2年7月7日
高田小学校便り



6年生 手作りマスク 社会福祉協議会へ寄贈



6月29日に、6年生が臨時休業中に家庭科の課題として製作した布マスクを、上郡町社会福祉協議会に寄贈しました。給食サービスを利用されている一人暮らしの方々全員に届くように、家や学校で92枚作りしました。

受け取られた方々から、お手紙やお電話で子どもたちへのお礼と励ましをたくさんいただきました。その一部を紹介します。



本当にありがとうございます。感謝しました。感動しました。1枚1枚作って大変だったことでしょう。こんなに親切に下さってありがとうございます。一日も早く新型コロナの終息を祈るばかりです。皆様、暑くなります。熱中症に気をつけて勉強に励んでください。私も頑張ります。うれしかったです。

お礼のお手紙

一針一針に心がこもった、お子様たちの手作りマスクを送っていただき、涙が出るほどうれしいです。ありがとうございました。「コロナに負けず元気で頑張ろう」と思いを新たにしました。

子どもさん手作りのマスク、肌触りがよく付け心地も良好で本当にうれしゅうございます。早速使用させていただきます。ありがとうございます。

学校が再開されて1か月が過ぎました。感染予防対策で距離を置いての学習ですが、ゲストティーチャーを迎えて学習しました。

お話し手箱



田植え体験 (3年生)



弁護士さんを迎えて (6年生)



7月・8月・9月の行事予定

7月20日(月) 5時間授業《15:05下校》 ～8月7日(金)まで	8月24日(月) 個別懇談 3時間授業《12:40下校》 ～8月28日(金)まで
7月20日(月) 学校徴収金振替日	8月31日(月) 1学期終了 5時間授業《15:05下校》
8月8日(土) 夏季休業(～8/16まで)	9月1日(火) 始業式 5時間授業《15:05下校》
8月17日(月) 5時間授業《15:05下校》 ～8月21日(金)まで	9月2日(水) 5時間授業《15:05下校》 ～9月4日(金)まで
8月23日(日) PTA奉仕活動【中止】	9月6日(日) 再生資源回収 8:00～

高田小学校いじめ防止基本方針に関して

今もいじめは、学校の大きな課題となっています。1980年代から、いじめを受けた子供たちが自殺する事件が続き、国や文科省が法的対策を取りました。各学校では、いじめ防止基本方針を定め、いじめの早期発見、早期対処の体制づくりを行っています。高田小学校の基本方針は、小学校のホームページで見ることができます。ここでは、これまでの動きといじめのとりえ方についてお話をします。

1 いじめに対する施策と教育の動き

年	施策の動き	教育の動き
1986-2011	いじめによる自殺が社会問題となった4つの事件	1994 スクールカウンセラーの導入
2013	いじめ防止対策推進法 [国施行] いじめ防止等のための基本的な方針 [文科省策定]	
2014	兵庫県いじめ防止基本方針 [策定]	
2015	上郡町いじめ防止基本方針 [策定] 高田小学校いじめ防止基本方針 [策定]	道徳の教科化
2017	いじめ防止等のための基本的な方針 [文科省改定] 兵庫県いじめ防止基本方針 [改定]	
2018		特別の教科 道徳 小学校実施
2019	上郡町いじめ防止基本方針 [改定] 高田小学校いじめ防止基本方針 [改定]	特別の教科 道徳 中学校実施

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第二条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

過去には、いじめを「強い者が弱い者に対して継続的に意図的に苦痛を与えること」と考えていました。しかし、「苦痛を与えている」かどうかでは、被害者の立場に立つことができず、いじめの発見を遅らせてしまいます。法律では、いじめを「対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、対処の方法を明確に示しています。

3 いじめのとりえ方【上郡町いじめ防止基本方針 いじめの理解】

- ①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

【いじめの例】

- ◆冷やかしかからかい。悪口や嫌なことを言われる。仲間はずれ。集団による無視。
- ◆軽く(ひどく)ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

子供たちは、相手よりも上に立とうとするあまり、言葉や行為で傷つけてしまうことがあります。特に、クラス替えがなく関係が固定しやすい学校では、互いを認め合い支え合う学級づくりが重要です。活動の中で子供たちの輝く場面を見逃さず、褒めることで自信を持たせていきます。そこから自分が好きになり、自分と同じように相手を大切にすることを、家庭と共に育てていきたいと思えます。